社会保障審議会児童部会
令和３年６月９日
資料３

令和３年度予算案の概要
（子ども家庭局）

「新子育て安心プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえた児童虐待防止対策及び家庭養育優先原則に基づく社会的養育の迅速かつ強力な推進、「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」等に基づく子どもの貧困とひとり親家庭対策の推進及び母子保健医療対策の強化などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

≪主要事項≫

第１　「新子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

１　保育の受け皿整備・保育人材の確保等
２　子ども・子育て支援新制度の着実な実施
３　子どもを産み育てやすい環境づくり

第２　児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

１　児童虐待の発生予防・早期発見
２　児童虐待発生時の迅速・的確な対応
３　虐待を受けた子どもなどへの支援

第３　ひとり親家庭等の自立支援及び困難を抱える女性への支援等の推進

１　ひとり親家庭等の自立支援の推進
２　困難を抱える女性への支援など婦人保護事業の推進

第４　東日本大震災からの復旧・復興への支援

１　児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）
２　被災した子どもに対する支援（復興庁計上）

≪予算額≫

（単位：億円）

会計区分	令和２年度 当初予算額	令和３年度 予算案等	増▲減額	伸び率
一般会計 （3 次補正含む）	４，８０５	５，６８８	＋８８３	＋ 18.3%
うち当初予算案	４，８０５	４，５６０	▲２４５	▲５．１%
うち令和２年度３次補正予算案	０	１，１２８	―	―
東日本大震災復興特別会計	３．５	２．５	▲０．９	▲26.8%

※　数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

※　令和２年度予算額は、臨時・特別の措置（97 億円）を除く。

令和３年度予算案における社会保障・税一体改革による社会保障の充実
・子ども・子育て支援の充実　7,000 億円
　子ども・子育て支援新制度の実施（内閣府所管）　6,526 億円
　社会的養育の充実（厚生労働省所管）　474 億円

※「新子育て安心プラン」に基づく保育の運営費等（３～５歳児相当分）について、令和３年度に限り、令和４年度から医療・介護分野において不妊治療の保険適用の財源として充当する予定の消費税増収分を１年間限りで一時的に活用。令和４年度以降については、児童手当（特例給付）の見直し等により、別途、安定的な財源を確保することとし、令和３年度予算案において、223 億円（公費）を計上。

第１　「新子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保などについて、意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援のため、子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、不安を抱える若年妊産婦や多胎児妊産婦への支援の充実等を図る。

１．保育の受け皿整備・保育人材の確保等

（令和２年度当初予算額）　（令和３年度予算案（３次補正含む））

１，０８５億円　→　１，４４７億円

（うち３次補正予算案　478 億円）

※令和２年度当初予算額は臨時・特別の措置を除く（以下同じ）

できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44 歳)の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育士・保育の現場の魅力発信や保育士の業務負担軽減等を実施する。

（１）保育の受け皿整備

- 「新子育て安心プラン」に参加する自治体においても、補助率の嵩上げ（１／２→２／３）等を引き続き実施する。
- ニーズに応じた受け皿整備や、地域偏在の解消、保育環境の向上等を図るため、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加える。

【令和２年度３次補正予算案】

○待機児童解消に向けた保育の受け皿整備　317 億円

保育の受け皿整備を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を補助する。

（２）保育人材確保のための総合的な対策【一部新規】

- 保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、保育士の専門的な保育技術を可視化するなどの保育の見える化を含め情報発信のプラットフォームの作成や保育体験イベントなど、様々な対象者に対する保育士・保育の現場の魅力発信を実施する。
- 保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、社会保険労務士などが巡回し、保育所等を支援するとともに、魅力ある職場づくりを行う保育所等の啓発セミナー等を支援する。
- 保育士確保や定着、労働条件等の改善に配慮した取組等に関して、関係機関とも連携して、相談しやすい環境を整備する。
- 保育士の補助を行う保育補助者の勤務時間週 30 時間以下の要件を撤廃し、コロナ禍にあっても保育を継続的に実施するために尽力している保育士の業務の負担を軽

減する。

・　保育士宿舎借り上げ支援事業について、対象者の予見可能性を高めるために要件を見直すとともに、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、対象期間の段階的な見直しを図る。

・　保育士・保育所支援センターの機能強化を図るため、情報発信機能の強化や管内の保育所等を巡回してマッチング機能の向上を図るとともに、シルバー人材センターとの連携や保育補助者等のマッチングを新たに実施する。

【令和２年度３次補正予算案】

○保育分野における ICT 等導入支援　　14 億円

保育の周辺業務や補助業務に係る ICT 等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、在宅等で都道府県が実施する保育士等キャリアアップ研修等が受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。

○保育士修学資金貸付等事業の貸付原資の確保　　29 億円

保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資を積み増す。（貸付後、一定期間の就業等により返還を免除）

（３）多様な保育の充実

・　モデル事業として実施している医療的ケア児保育支援モデル事業を一般事業化するとともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士が「医療的ケア児保育支援者」として管内保育所の巡回支援を行う場合、処遇改善を実施する。

・　地域の実情に応じて保育需要のマッチングを行うため、広域的保育所等利用事業（巡回バス事業）について、送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとする。

・　特別な配慮が必要な児童のうち、外国籍の子どもが占める割合が特に高い保育所等について、加配保育士２名分の補助基準額を適用するよう拡充する。

【令和２年度３次補正予算案】

○保育所等における新型コロナウイルス対策支援事業　　117 億円

令和２年度１次、２次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）や、都道府県等が保育所等に配布するマスク等の購入、保育所等の消毒に必要となる経費支援を行う。

（４）認可外保育施設の質の確保・向上

・　認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。

・　指導監督基準のうち、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない

認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

２．子ども・子育て支援新制度の着実な実施（一部社会保障の充実）

（令和２年度当初予算額）　（令和３年度予算案（３次補正含む））

３１，９１８億円　→　３２，１３５億円

（内閣府予算（一部厚生労働省予算を含む））

（うち３次補正予算案　65 億円）

（１）教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿確保を行うとともに、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

①　子どものための教育・保育給付等

・　施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）

・　地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

・　子育てのための施設等利用給付　等

②　地域子ども・子育て支援事業

市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

・　利用者支援事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

〈令和３年度予算案における主な充実事項〉

・利用者支援事業

基本型について、地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくりや情報連携システムの構築等を行う経費を支援

特定型（保育コンシェルジュ）について、待機児童数が 50 人未満である市区町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能に実施要件を見直し

母子保健型について、困難事例への対応等の支援を行う専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、心理職等）を配置するため、単価を拡充

・放課後児童クラブ

放課後児童クラブの育成支援の質の向上等を図るため、遊びや生活の場の清掃、消毒等の運営に関わる業務、児童が宿題等に取り組むような促しや進捗管理等の

サポート等、育成支援の周辺業務を行う職員を配置した場合の加算を創設

また、放課後児童クラブにおける質の向上を図るため、第三者評価を受審した場合の加算を創設

・地域子育て支援拠点事業

両親共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合の加算を創設

・病児保育事業

補助単価について、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえつつ、提供体制を安定的に確保するため、利用児童数の変動によらない基本単価を引き上げ

・子育て援助活動支援事業（ファミリー･サポート･センター事業）

提供会員の確保の促進や、安心して子どもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点等と連携を行った場合の加算を創設

等

※地域子ども・子育て支援事業のうち、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主からの拠出金を充当（913 億円）

【令和２年度３次補正予算案（内閣府計上）】

○地域子ども・子育て支援事業における新型コロナウイルス感染症対策支援事業

65 億円の内数

令和２年度１次、２次補正予算（厚生労働省計上）に加え、新たに職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）や、市区町村が事業所等に配布するマスク等の購入、事業所等の消毒に必要となる経費支援を行う。

○放課後児童クラブ等における ICT 化推進事業　65 億円の内数

放課後児童クラブ等において、業務の ICT 化を推進するとともに、オンライン研修を行うために必要となる経費支援を行う。

③　重層的支援体制整備事業（厚生労働省に計上）

令和２年６月に改正された社会福祉法に基づき、重層的支援体制整備事業を実施する市区町村において、地域住民の複合･複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う。

・利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業

（２）放課後児童クラブの受け皿整備

（一部社会保障の充実）

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2021 年度末までに約 25 万人分の受け皿を整備し待機児童の解消を目指し、2023 年度末までに計約 30 万人分の受け皿の整備を図るとともに、引き続き施設整備費の補助率嵩上げを行う。

（３）企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援【一部新規】

仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

ア　企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の運営を支援する。

イ　企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

〈令和３年度予算案における主な充実事項〉

「新子育て安心プラン」に基づき、割引券の補助枚数を子ども１人につき１日１枚から２枚に引上げ

ウ　子ども・子育て支援に積極的な中小企業に対する助成事業（仮称）

「新子育て安心プラン」に基づき、中小企業への支援策として、くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する支援を行う。

（４）児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

「全世代型社会保障改革の方針」において、児童手当については、「少子化社会対策大綱」等に基づき、高所得者の主たる生計維持者（年収 1,200 万円以上の者（子ども２人と年収 103 万円以下の配偶者の場合））を特例給付の対象外とし、令和４年 10 月支給分から適用することとされた。

「全世代型社会保障改革の方針」（令和２年12月15日閣議決定）　抜粋

児童手当については、少子化社会対策大綱（令和２年５月29日閣議決定）等に基づき、高所得者の主たる生計維持者（年収1,200万円[1]以上の者）を特例給付の対象外とする。

児童手当の見直しの施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和４年（2022年）10月支給分から適用する。

これらのために、令和３年（2021年）の通常国会に必要な法案の提出を図る。

また、少子化社会対策大綱等に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組を進める。その際、児童手当について、多子世帯への給付の拡充や世帯間の公平性の観点での世帯合算導入について、財源確保の具体的方策と併せて、引き続き検討する。

[1] 子供２人と年収１０３万円以下の配偶者の場合

３．子どもを産み育てやすい環境づくり

（令和２年度当初予算額）　（令和３年度予算案（３次補正含む））

２７７億円　→　５７６億円

（うち３次補正予算案　417億円）

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健に係る様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子２１（第２次）」を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

（１）妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援【一部新規】

・　妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置促進を図る。併せて、困難事例への対応等の支援を行う専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、心理職等）を配置するための単価の拡充を図る。

※　「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（内閣府予算に計上）を活用して実施（一部社会保障の充実）

・　退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査事業を実施するほか、令和３年度においては、産後ケア事業について、母子保健法の改正により法的に位置づけられ、施行されることや、少子化社会対策大綱（令和２年５月29日閣議決定）を踏まえ、全国展開を目標に実施箇所数の増を図る。

・　予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNSを活用した相談支援や若年妊婦等への支援に積極的なNPO等によるアウトリーチ、次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等を実施する。

・　育児等に対する孤立感や負担感が大きいため、様々な支援が必要とされる多胎妊産婦等を対象に、育児サポーターを派遣し、産前・産後における育児に関する介助

等の支援を行う事業について、市町村の規模に応じて拡充し事業の推進を図るとともに、多胎児を妊娠した方に対し、単胎の場合よりも負担が大きい妊婦健康診査の費用を補助することで、多胎妊産婦等への負担軽減を図る。

・　出産や子育てなど、急激な環境の変化により、家族との関わり方に対する不安や、男性の育児参加の促進に伴って生じる出産・子育てに関して悩む父親に対する支援のため、子育て経験のある父親等によるピアサポート支援や、急激な環境の変化による父親の産後うつへの対応としての相談支援に係る費用の補助を創設する。

・　聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市区町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施を支援するとともに小規模の産科医療機関等における聴覚検査機器の購入に対する支援を引き続き実施する。

・　妊婦等への出生前検査（NIPT 等）に係る相談支援体制の整備として、疑問や不安に対する相談支援の実施、子の出生後における生活のイメージを持っていただくために、障害福祉関係機関等との連携や、相談支援員の研修に係る補助を創設する。

【令和２年度３次補正予算案】

○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援　46 億円

新型コロナウイルス感染症の影響により、不安を抱え困難な状況にある妊産婦への相談支援等や、健康診査を受診しづらい状況にある幼児への支援を行う。

○産後ケア事業所における新型コロナウイルス対策支援事業　1.6 億円

産後ケア事業を行う施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的とし、市区町村が施設へ配布するマスクや消毒液等の一括購入や、施設の消毒に必要となる経費等に対する補助を行う。

（２）不妊症・不育症への支援

・　不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成について、保険適用までの間、大幅な拡充を行うとともに、不妊症・不育症への総合的な支援を行う。

➢　不育症患者の経済的負担を軽減するとともに、研究段階にある新たな不育症の検査の保険適用を推進するため、不育症検査に要する費用への助成を行う。

➢　不妊症･不育症の方への相談支援の充実を図るため不妊専門相談センターと自治体（担当部局、児童相談所等）及び医療関係団体等で構成される協議会の設置を図るほか、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方へ寄り添った支援を行うピアサポート活動や、不妊専門相談センターを拠点としたカウンセラーの配置等の推進を図る。また、国において不妊治療等に関する広報啓発、ピアサポーター等の研修を実施する。

【令和２年度３次補正予算案】
○不妊治療への助成　370億円
不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成について、所得制限の撤廃、助成額の拡充（現行１回15万円（初回のみ30万円）のところ、１回30万円とする）等を行う。

（３）予防のための子どもの死亡検証体制整備【拡充・一部新規】

・　予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）について、制度化に向け、都道府県における実施体制を検討するため、モデル事業として関係機関による連絡調整、子どもの死因究明に係るデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用を支援する。
・　令和３年度においては、国において、令和２年度から既に実施している都道府県が収集したデータや提言を集約することや、都道府県におけるデータの検証に対する技術的支援を実施し、今後の制度化に向けた検討材料とする。

（４）成育基本法に基づく取組の推進【拡充】

・　令和元年12月に施行された成育基本法を踏まえ、従来までの「健やか親子２１（第２次)」による母子保健分野の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野において、成育基本法に基づく取組を推進していくため、成育過程にある当事者も含めた社会全体に対し効果的な普及啓発等を実施する。

第２　児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

児童相談所や市区町村の子ども家庭支援体制の強化、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

１　児童虐待の発生予防・早期発見

（令和２年度当初予算額）　（令和３年度予算案（３次補正含む））

１，６２３億円の内数　→１，８３４億円の内数

（うち３次補正予算案　166 億円の内数）

（１）妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

【一部新規】（一部再掲）

・　妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置促進を図る。併せて、困難事例への対応等の支援を行う専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、心理職等）を配置するための単価の拡充を図る。

※　「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（内閣府予算に計上）を活用して実施（一部社会保障の充実）

・　退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査事業を実施するほか、令和３年度においては、産後ケア事業について、母子保健法の改正により法的に位置づけられ、施行されることや、少子化社会対策大綱（令和２年５月 29 日閣議決定）を踏まえ、全国展開を目標に実施箇所数の増を図る。

・　予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNS を活用した相談支援や若年妊婦等への支援に積極的な NPO によるアウトリーチ、次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等を実施する。

・　妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、産前・産後母子支援事業を推進する。

（２）地域における子どもの見守り体制の強化

・　児童の安全確認等のための体制強化を図るため、児童相談所や市区町村に子どもの状況確認を行うための職員を配置するための補助の拡充を行う。

・　児童虐待の早期発見・早期対応を一層推進するため、市区町村における地域とつながりのない未就園児等のいる家庭等を訪問する取組に対する補助を行う。

【令和２年度３次補正予算案】

○「子どもの見守り強化アクションプラン」を踏まえた見守り支援の強化　　36 億円

・　子ども食堂や子ども宅食を運営する民間団体等と連携して地域における見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」について、安定的実施に向け、引き続き財政支援を行う。

２　児童虐待発生時の迅速・的確な対応

（令和２年度当初予算額）　（令和３年度予算案（３次補正含む））

１，６４７億円の内数　→　１，８０２億円の内数

（うち３次補正予算案　166 億円の内数）

（１）児童相談所の体制強化等【一部新規】

・　児童福祉司の人材確保を進めるため、通信課程（１年）を活用した任用資格の取得を支援する事業を創設するとともに、自治体が行う採用活動への支援について、今後、児童相談所を設置する予定の自治体を補助対象に加えるよう、事業を拡充する。

・　児童虐待等に関する研修実施体制の強化を図るため、オンラインによる研修の充実のほか、児童相談所の指導的な立場の職員に対する各ブロック単位での研修の実施に取り組むとともに、人材育成のために他の自治体の児童相談所へ職員を派遣する取組に対して支援（広域的なマッチング）を行う仕組みを構築する。

・　更なる一時保護の受け皿整備のため、民間施設において一時保護の委託先となる施設整備を行う際の改修費の補助対象について、賃貸物件以外の物件の改修についても対象となるよう、事業を拡充する。

【令和２年度３次補正予算案】

○ＩＣＴの活用等による児童虐待・ＤＶ等の相談支援体制の強化　　４．１億円

・　児童相談所、婦人相談所及び児童養護施設等におけるＩＣＴ化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用を促進するとともに、業務負担の軽減を図る。

○児童相談所におけるＳＮＳを活用した全国一元的な相談の受付体制（ＳNS版「１８９」）の構築　　６．６億円

・　子どもや家庭からの相談について、全国どこからでも相談を行うことができるＳＮＳによる全国共通のアカウントを開設し、各児童相談所がＳＮＳによる相談に対応する仕組みを新たに構築する。

○児童相談所におけるＡＩの活用促進　　８０百万円

・　ＡＩを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発に向けた取組（仕様書の作成等）を実施する。

○児童相談所相談専用ダイヤルの無料化　　４５百万円

・　児童相談所に相談しやすい環境整備を進めるため、児童相談所相談専用ダイヤル（0570-783-189）について、無料化を行う。

（２）一時保護に対する支援の充実

・　児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設については、本体施設とは別に、一時保護の受入体制を整備した場合に事務費が加算されるが、一時保護の受け皿確保を進めるため、該当施設以外の施設（障害児入所施設等）についても同様に事務費が支弁できる仕組みとする。
・　保護者が新型コロナウイルスに感染し、入院した場合等において、濃厚接触者となった児童を医療機関で保護する際、医療機関に対して、一時保護委託手当の支弁を可能とする。
・　乳児院への入所措置の場合に設けられている病虚弱等児童加算について、一時保護委託の際にも適用することとする。

【令和２年度３次補正予算案】
○新型コロナウイルスに感染した保護者の児童を保護する体制の整備　　６２億円の内数
・　濃厚接触者となった児童を保護することが必要な場合において、宿泊施設の借り上げ費用や看護師の配置費用等に対して支援を行う。

（３）市区町村における取組の充実

・　市区町村における相談支援体制の強化に向けて、引き続き、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図るため、立ち上げに知見を有する者をアドバイザーとして派遣する取組を拡充する。

【令和２年度３次補正予算案】
○ＩＣＴの活用等による児童虐待等の相談支援体制の強化（再掲）　　４．１億円

（４）子どもの権利擁護の推進

・　子どもに対し、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、子どもの意見表明を受け止める体制を構築するためのモデル事業を実施する。
・　児童虐待の根絶に向けては、発生予防のため、国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進していく必要がある。このため、体罰の禁止や体罰等によらない子育てについての社会的認知度を高め、もって児童虐待防止対策の推進に寄与するよう、国において、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う。

（５）関係機関間の連携等の強化

・　官・民連携による効率的な運営を図るため、保護者指導を行う民間団体育成のためのアドバイザー派遣・実地訓練等に係る費用の補助等を行うとともに、児童相談所が行う児童福祉施設等への指導委託について、必要となる費用を支援するため、事業を拡充する。

【令和２年度３次補正予算案】
○要保護児童等に関する情報共有システムの整備　　５３億円
・　児童虐待に関する全国統一の情報共有システムの整備を進め、児童相談所・市区町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う取組を支援する。

３　虐待を受けた子どもなどへの支援

（令和２年度当初予算額）　（令和３年度予算案（３次補正含む））
１，６４６億円の内数　→　１，８０３億円の内数
（うち３次補正予算案　166 億円の内数）

（１）家庭養育優先原則に基づく取組の推進

・　「概ね５年以内に３歳未満児の里親等委託率 75%以上」等の目標の実現に向けて、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の拡充を図る。
➢　令和６年度末までの期間に限り、目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対する里親養育包括支援（フォスタリング）事業の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）
➢　目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を横展開できるよう、提案型補助事業を創設
➢　市区町村と連携して里親等委託推進のための取組を行うため、フォスタリング機関に対して市区町村との連絡調整に必要な費用を支援
➢　障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を創設
➢　フォスタリング機関に進学･就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う自立支援担当職員を配置し、委託解除前から自立に向けた支援を行う事業を創設
・　ファミリーホームの養育者の負担軽減を図り、家庭養育優先原則に基づく取組を推進するため、補助者を配置するための補助を拡充するとともに、児童養護施設等における一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の対象にファミリーホームを追加する。
・　子どもの出自を知る権利に関する支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充や、養親希望者の手数料負担の更なる軽減を実施するなど、特別養子縁組の取組を推進する。

（２）児童養護施設・乳児院等の小規模かつ地域分散化等の推進【一部新規】（一部社会保障の充実）

・　児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進に向けて、以下の拡充を図る。
➢　意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、小規模かつ地域分散化された施設を整備する際の施設整備費等の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行うとともに、自治体における整備候補地の確保に向けた取組等を支援する。
➢　都市部等における取組を促進するため、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの定員の下限を４人（現行６人）まで引き下げる。
➢　本体施設の基幹職員が地域小規模児童養護施設等のバックアップ活動に専任できるよう、基幹職員の代替職員に係る人件費等の加算を創設する。
・　里親養育への支援の拡充など施設における地域支援機能を強化するため、以下の

拡充を図る。

➢　里親委託の推進に向けて意欲的に取り組む自治体において、施設と連携した里親養育への支援体制を強化するため、里親養育への支援に積極的に取り組む乳児院・児童養護施設に対して、里親支援専門相談員を追加で配置する。

➢　施設の専門性・ノウハウを活用し、里親やファミリーホーム、自立援助ホーム等への巡回支援を行う児童養護施設等に対して、心理療法担当職員を追加で配置する。

➢　市区町村等と連携し、地域における要支援家庭等を一時的に入所又は通所させて支援を行う親子支援事業（施設機能強化推進費加算）を創設する。

➢　乳児院等の地域支援の取組を推進するため、地域の要支援家庭等への訪問支援等を行う施設に対して、家庭支援専門相談員加算の加算要件（定員 30 名以上の施設のみ配置可能）を緩和する。

・　このほか、施設における医療機関との連携体制を強化するため、嘱託医手当の拡充を行うほか、予防接種費用の対象を拡大する。

（３）自立支援の充実

・　子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築に向け、民間団体等が児童養護施設等に赴き、入所児童に対する相談支援が実施できるよう補助を拡充するほか、メンタルケア等、医療的な支援が必要な者が適切に医療を受けられるよう、医療機関等との連携に必要な経費の補助を創設する。また、民間アパート等を借り上げて、一定期間、一人暮らしを体験するための補助や、退所者の法律相談に対応するための補助を創設する。

・　児童養護施設等の退所者に対して、入院時の身元保証に対する補助を創設するとともに、保証人の範囲の拡大や同一の保証人から複数の保証を受けられるようにするなどの運用改善を行う。

・　母子生活支援施設に退所後のアフターケアや地域の母子家庭等への支援を担う職員を配置し、母子家庭の自立に向けた支援の充実を図る。

・　自立援助ホームの体制を強化し、自立に向けた取組を促進するため、管理宿直職員を配置し、指導員等の負担を軽減する。

【令和２年度３次補正予算案】

○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の貸付原資等の確保　　３．６億円

・　児童養護施設退所者等に対する自立支援の充実を図るため、就職・進学する児童養護施設退所者等への生活費や家賃相当額等の貸付を行い、一定期間の就業継続により返還を免除する自立支援資金貸付事業について、安定的な運営を図るための貸付原資を補助する。

・　併せて、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設退所者等を支援するため、貸付金額（生活費貸付）の増額期間を延長する。

（４）児童養護施設等が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援

【令和２年度３次補正予算案】

○児童養護施設等における新型コロナウイルス対策支援事業（一部再掲）　　　６２億円

- *児童養護施設等において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に実施していくため、マスク等の購入や感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための施設の個室化に要する改修費（宿泊施設の借り上げ費用等を含む。）、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）等を補助するとともに、医療機関や感染症専門家等からの支援等により、児童養護施設等における感染症対応力を底上げする。*

第３　ひとり親家庭等の自立支援及び困難を抱える女性への支援等の推進

「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」（令和２年３月23日厚生労働省告示第78号）等に基づき、ひとり親家庭の就業による自立に向け、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援の充実を図る。

加えて、養育費相談支援センターや地方自治体における養育費に関する相談支援の充実・強化するとともに、離婚前からの親支援の充実及び養育費の履行確保に資する先駆的な取組の推進を図る。

また、様々な困難な問題を抱える女性に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに、婦人保護事業の運用面の改善に向けた取組の充実を図る。

１　ひとり親家庭等の自立支援の推進

（令和２年度当初予算額）　（令和３年度予算案（３次補正含む））
１，７５６億円の内数　→　１，７６１億円の内数
（うち３次補正予算案　4.7億円）

（１）支援につながるための取組

①　自治体窓口のワンストップ化の推進

・　ひとり親家庭等の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで個々の家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。
・　また、児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年８月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援する。

【令和２年度３次補正予算案】
○ひとり親家庭のワンストップ相談体制の構築・強化　4.0億円
・　ひとり親家庭が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、ＳＮＳによる相談支援などＩＴ機器等の活用を始めとしたひとり親のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図る自治体の取組を支援する。

②　相談支援の充実【一部新規】

・　ひとり親家庭等が抱える問題の解決に向けた相談、講習会の開催、ひとり親家庭の交流等を行うほか、地域の民間団体を活用した出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。また、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導、各種支援につなげるための相談支援を実施する。

・　母子・父子自立支援員等の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費への補助をする。
・　母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の個々の状態に応じて、適切な支援を提供できるよう、タブレット等を活用した相談対応ツールや動画などによる研修ツールを作成し、相談員の専門性の向上及びひとり親家庭等への相談支援体制の充実を図る。

③ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

・　ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援を行う。

④ ひとり親家庭等生活支援事業（親の学び直し支援）の実施

・　ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。

【令和２年度３次補正予算案】
○子どもの生活・学習支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援
６６百万円
・　ひとり親家庭に対する子どもの生活・学習支援事業において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、マスクの購入や学習室等の消毒等に必要となる経費を補助する。

⑤ ひとり親家庭に対する住居費支援の実施【新規】

・　母子・父子自立支援プログラムに沿って、就業等に向け、意欲的に取り組むひとり親家庭に対して、家賃の全部又は一部の貸し付けを行うことにより、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進する。

（２）就業支援

① 就職に有利な資格の取得支援等の就業支援

・　ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するために支給する高等職業訓練促進給付金について、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合や４年以上の課程の履修が必要な養成機関で修学する場合には、４年間の支給を可能とする。
・　併せて、母子家庭の親が、地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金についても同様に４年間の支給を可能とする。

② 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

・　ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。

③ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施

・　ひとり親家庭に対する就業支援の中心的な役割を果たしている母子家庭等就業・自立支援センターに、認定心理士や産業カウンセラー等の心理カウンセラーを配置し、ひとり親家庭の親に対し心理面のアプローチも考慮した就業相談を実施する。

④ ひとり親家庭等への学習支援（学び直し支援）

・　ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげて行くため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

（３）養育費確保支援

① 養育費相談支援センター事業の実施

・　養育費相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材の養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図る。

　また、ＳＮＳによるオンライン相談などアクセスしやすい多様な方法による相談支援を行うとともに、弁護士による法律相談体制の構築を図る。

② 養育費等支援事業の推進

・　母子家庭の母等の養育費の確保のため、身近な地域での養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談対応や、継続的な生活支援を必要としている家庭への支援行う。

・　また、ＳＮＳによるオンライン相談、弁護士による法律相談、外国籍を有する家庭への対応、託児サービスの充実など相談支援体制の強化を図る。

③ 離婚前後親支援モデル事業の推進

・　養育費や面会交流の取り決めを促進する観点から、離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座」を行うモデル事業を実施する。

・　さらに、戸籍・住民担当部署との連携強化や、離婚の前段階からの支援体制の強化を図る。また、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業に対する支援を行う。

④ 面会交流支援事業の実施推進

・　面会交流が子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであるため、継続的な面会交流の支援を行うことにより、

面会交流の円滑な実施を図る。

（４）経済的支援

・　児童扶養手当について、障害基礎年金等の受給者について併給調整の方法を見直し、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を受給することができるようにする。
・　母子父子寡婦福祉資金貸付金による子どもの修学に必要な資金等の貸付を行う。

２　困難を抱える女性への支援など婦人保護事業の推進【一部新規】

（令和２年度当初予算額）　（令和３年度予算案（３次補正含む））
２０６億円の内数　→　３０２億円の内数
（うち３次補正予算案　66 億円の内数）

・　公的機関と民間支援団体が連携してアウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業として実施してきた若年被害女性等支援事業について、相談支援体制及び医療機関との連携体制等の強化を図り、本格実施に移行する。
・　婦人相談所において、ＤＶ被害者、性暴力被害者などの相談に、土日祝日を含め、24 時間対応が可能となるよう支援体制の強化を図る。
・　困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）の構築・運営を支援する。
・　民間支援団体への一時保護委託の積極的な活用を進めるため、同伴児童に対する教育のための環境整備や人身取引被害者への支援等に係る一時保護委託費の拡充を図る。

【令和２年度３次補正予算案】
○婦人相談所等における新型コロナウイルス対策（再掲）　62 億円の内数
・　婦人相談所等において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に実施していくため、マスク等の購入や、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）等を補助するとともに、医療機関や感染症専門家等からの支援等により、婦人相談所等における感染症対応力を底上げする。

○ＩＣＴの活用等による児童虐待・ＤＶ等の相談支援体制の強化（再掲）
4.1 億円の内数
・　児童相談所、婦人相談所及び児童養護施設等におけるＩＣＴ化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用を促進するとともに、業務負担の軽減を図る。

第４　東日本大震災からの復旧・復興への支援

東日本大震災で被災した児童福祉施設等の速やかな復旧を図るとともに、被災した子どもへの心身のケア等総合的な支援を行う。

１　児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）

・社会福祉施設等災害復旧費

（令和２年度当初予算額）　（令和３年度予算案）

3.5億円　→　2.5億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設等について、各自治体の復興計画に基づく、施設の復旧に必要な経費の財政支援を行う。

※　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく災害復旧費補助の補助率嵩上げ分の追加財政支援。

２　被災した子どもへの支援（復興庁計上）

（令和２年度当初予算額）　（令和３年度予算案）

155億円の内数　→　125億円の内数

※被災者支援総合交付金の内数

東日本大震災で被災した子どもの心身の健康面への影響等を踏まえ、親を亡くした子ども等への相談・援助など､総合的な支援を行う。

子育て支援に要する費用に係る税制上の措置

（所得税、個人住民税）（内閣府と共同要望）

１．大綱の概要

○　国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税・個人住民税を課さないこととする。

２．制度の内容

○　地方自治体等（※）が行う子育て支援に係るベビーシッターの利用料等の助成について、非課税とする。
（※企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を含む。）

【イメージ】

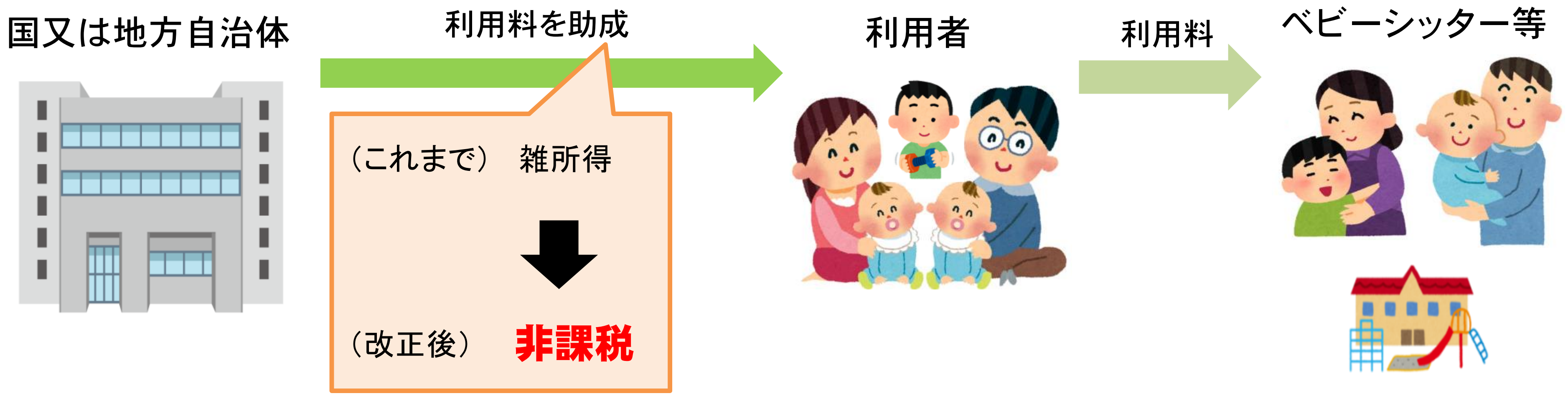

産後ケア事業に要する費用に係る税制措置の創設

（消費税、地方消費税）

１．大綱の概要

母子保健法の改正により創設される産後ケア事業として行われる資産の譲渡等につき、社会福祉事業に類するものとして、消費税を非課税とする。

２．制度の内容

○　母子保健法の改正により創設される産後ケア事業として行われる資産の譲渡等につき、社会福祉事業に類するものとして、消費税を非課税とする。

◆産後ケア事業について
- 実施主体：市町村（助産師会等に委託可能）
- 対象者：原則、産婦並びに新生児を含む乳児（他、サービスが必要な家族）
- 提供する産後ケアサービス：
  ①ショートステイ型（短期入所で生活支援等）
  ②デイサービス型（保健センター等で相談等）
  ③アウトリーチ型（居宅訪問で乳房ケア等）

産後ケア事業実施体制の一例

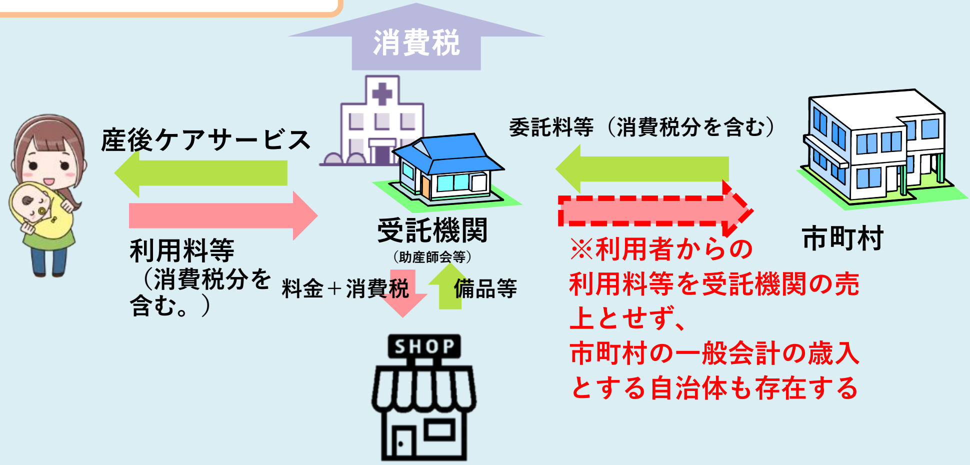

児童扶養手当法の改正に伴う税制上の所要の措置

（所得税、個人住民税）

１．大綱の概要

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の児童扶養手当法の児童扶養手当について、引き続き非課税措置、差押禁止措置等を講ずる。

２．制度の内容

【児童扶養手当法の改正趣旨】

○ ひとり親の障害年金受給者は、現行制度では、障害年金額が児童扶養手当額を上回ると児童扶養手当を受給できない。

○ このため、児童扶養手当と障害年金の併給調整の方法を見直すことにより、ひとり親の障害年金受給者が児童扶養手当を受給できるようにする。

【児童扶養手当法の改正内容】（令和3（2021）年3月施行）

○ 障害基礎年金の受給者について併給調整の方法を見直し、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を受給することができるようにする。

現行 ：児童扶養手当が支給されない　　**見直し後** ：児童扶養手当を一部支給※できるようにする

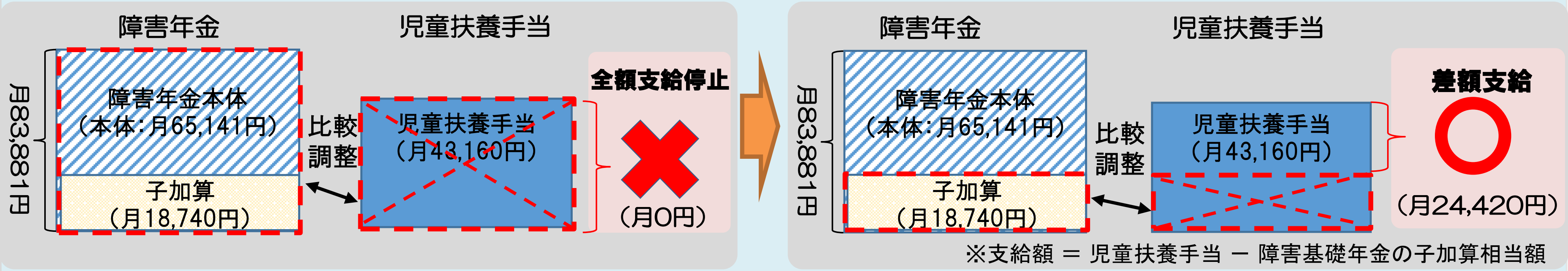

※障害基礎年金受給中のひとり親（障害年金2級）と子どもが1人の場合